

死亡災害等速報 “労災による死亡者を、悲しみをゼロに”

長野労働局では、令和3年10月から、長野県内で発生した死亡災害などについて、災害の概要と同種・類似災害防止のポイントをホームページで公表しています。同種災害等防止のために、活用ください。

長野労働局 死亡災害速報

検索

【令和4年】

- R4-1 (重機) クレーン機能付きドラグ・ショベルの転倒災害(令和4年1月)
- R4-2 (冬季) 氷柱(つらら)の下敷き災害(令和4年1月)
- R4-3 (伐木等) 他者が伐倒した立木の激突災害(令和4年2月)
- R4-4 (重機) ドラグ・ショベルバケットの激突災害(令和4年2月)
- R4-5 (冬季) 屋根から落下した雪庇の下敷き災害(令和4年3月)
- R4-6 (重機) ドラグ・ショベルとともに法肩から転落災害(令和4年3月)
- R4-7 (重機) トラクター・ショベルとともに法肩から転落災害(令和4年3月)
- R4-8 (重機) 重機バケット死角にいた共同作業者の負傷災害(令和4年4月)

【令和3年】

- R3-1 (重機) クレーン機能付きドラグ・ショベルの転落災害(令和3年10月)
- R3-2 (重機) 車両系建設機械(解体用つかみ機)の転倒災害(令和3年10月)
- R3-3 (墜落) はしごからの墜落災害(令和3年10月)
- R3-4 (重機) 建物解体中のコンクリート塊の落下災害(令和3年10月)
- R3-5 (伐木等) 造材作業中の原木の下敷き災害(令和3年10月)
- R3-6 (墜落) 荷物用エレベーター改修工事中の搬器上部からの墜落(令和3年11月)
- R3-7 (墜落) 屋根からの墜落災害(令和3年12月)

()内はカテゴリーを示す

(加ゴリ-凡例) 重機 : 建設機械・クレーン災害 墜落 : 墜落・転落災害
冬季 : 冬季災害 伐木等 : 伐木・造材災害

令和3年10月12日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和3年10月
事業の種類	土木工事業
災害の概要 (注1)	<p>➤ 堰堤新設工事で発生した重機(クレーン機能付きドラグ・ショベル)の転落(横転)災害 傾斜地において、クレーン機能付ドラグ・ショベルを用いて新設する砂防堰堤の生コン打設作業中、生コンを入れた容器(コンクリートバケット)をつり上げて旋回したところ、当該ドラグ・ショベルが掘削した溝内に転落(横転)した。結果、溝内で作業を行っていた2人の作業者が負傷した。</p> <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者 A : 堰堤型枠内で作業 ・ 被災者 B : 堰堤型枠外部足場で作業 ・ 重機オペレーター : 負傷なし <p>)</p>
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>まずはコンクリートポンプ車(専用機械)による作業方法を採用すること。 コンクリートポンプ車に対応できず、コンクリートバケットをつり上げ、生コン打設を行う場合は、移動式クレーン又はクレーン機能付きドラグ・ショベル(以下「移動式クレーン等」という。)を用いるとともに、次の事項を徹底すること。</p> <p>クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う際は、クレーン作業モードに切り替えて使用すること。</p> <p>移動式クレーン等を使用して荷のつり上げ作業を行う場合は、平坦な場所で作業を行うこと(整地を行う、作業構台を組立てる等)。</p> <p>定格荷重をこえる荷をつり上げないこと。</p> <p>車両系建設機械及び移動式クレーン等を用いて作業を行う場合は、路肩からの転落を防止するための措置(路肩に近づかないよう標識の設置、誘導者の配置等)を講じること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年6月当局作成)

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		確認欄
1	車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？ また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？	
2	車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？ ◆ ドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業 など 注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。	
3	車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？ （例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者	
4	クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？ また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？ （例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者	
5	運転中の車両系建設機械若しくは荷への接触又はつり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせていませんか？ やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）	
6	車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？ （例）路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識の設置、ガードレールの設置を含む）	
7	関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？	

確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。



令和3年10月12日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和3年10月
事業の種類	その他の建築工事業
災害の概要 (注1)	家屋から出た廃棄物を運び出すために、小型車両系建設機械(解体用つかみ機)を用いて、廃棄物が入ったフレコンバッグの紐をつかみ具にかけて運搬しようとしたところ、斜面上においてバランスを崩して横転し、ヘッドガードフレームと地面の間に首をはさまれているところを発見された。
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>荷のつり上げ、運搬作業は、作業内容に適した機械を使用すること(荷のつり上げ:移動式クレーン、荷の運搬:不整地運搬車等)。</p> <p>解体用つかみ機のつかみ具に、紐、ワイヤーロープ等をかけて荷をつり上げることは、紐等がつかみ具から外れて荷が落下する危険が高いため、禁止すること。</p> <p>○ 移動式クレーンで荷をつり上げたとしても、走行つりは、非常に不安定となるため、原則行わないこと。斜面を下ることは、厳禁とすること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none">● 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年6月当局作成)● 荷役・運搬機械の安全対策について(昭和50年4月10日付け基発第218号) (https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-28/hor1-28-6-1-0.htm)

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に関する指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		確認欄
1	車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？ また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？	
2	車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？ ◆ ドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業 など 注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。	
3	車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？ （例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者	
4	クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？ また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？ （例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者	
5	運転中の車両系建設機械若しくは荷への接触又はつり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせていませんか？ やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）	
6	車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？ （例）路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識の設置、ガードレールの設置を含む）	
7	関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？	

確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。



令和3年10月15日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和3年10月
事業の種類	その他の建築工事業
災害の概要 (注1)	鉄筋コンクリート造建物の解体工事を大型のコンクリート圧砕機(車両系建設機械(解体用)。以下「重機」。)を用いて行っていたところ、解体していた建物の柱、梁等の大きなコンクリート塊が重機の運転席へ落下し、運転者がその下敷きになった。
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>地上に大型重機を設置し、建物構造体を上階から解体していく場合は、大きなコンクリート塊とならない方法で解体すること。</p> <p>例えば、柱の解体については、上部から徐々にコンクリートを圧砕すること。</p> <p>あらかじめ、解体作業に伴う危険有害要因や予想される災害(コンクリート塊の落下経路の予測等)を洗い出し、当該危険有害要因に対応する災害防止対策を講じること。</p> <p>○ 高さ5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業については、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者」を選任し、作業を直接指揮させること。</p> <p>○ 車両系建設機械(解体用)を用いて解体作業を行うときは、あらかじめ、解体作業場所の状態等を調査し、この調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行うこと。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>● 作業計画モデル(宮城労働局 HP)</p> <p>(https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/var/rev0/0118/7708/kinyuurei.pdf)</p>

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

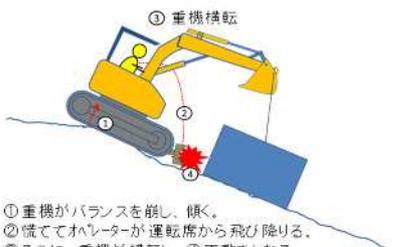
注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に関係する指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

令和4年1月21日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p>災害発生月</p>	<p>令和4年1月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>土木工事業</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<p>被災者は、工事用仮設道路を開設するため、ドラグ・ショベル(以下「重機」という。)を使用して、斜路に鋼板を敷いていたところ、重機がバランスを崩し傾いたため、運転席から飛び降りた。そこに重機が横転し、重機の下敷きとなった。</p>  <p>①重機がバランスを崩し、傾く。 ②慌ててオペレーターが運転席から飛び降りる。 ③そこに、重機が横転し、④下敷きとなる。</p>
<p>再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)</p>	<p>荷(鋼板)をつり上げる場合は、移動式クレーン又はクレーン機能付きドラグ・ショベル(以下「移動式クレーン等」という。)を使用し、クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う際は、専用の格納式フックを用い、かつ、クレーン作業モードに切り替えて使用すること。</p> <p>荷のつり上げにおいては、定格荷重をこえる荷をつり上げないこと。</p> <p>クレーン機能付きドラグ・ショベルを使用して荷のつり上げ作業を行う場合は、平坦な場所で作業を行うことを原則とするが、やむを得ず斜面において行う場合であっても、過負荷となることが決してない機体を選定し、作業を行うこと。</p> <p>○ クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、次のとおり有資格者等に行わせること。</p> <p>つり上げ荷重が <u>1t以上5t未満</u>の移動式クレーンの運転の業務 : <u>小型移動式クレーン運転技能講習修了者</u></p> <p>つり上げ荷重 <u>1t未満</u>の移動式クレーンの運転の業務 : <u>移動式クレーン運転特別教育修了者</u></p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト (令和3年6月当局作成)</p> <p>昨年から発生している重機による死亡災害等(R3-1・R3-2(QRコード参照))及び本災害は、上記チェックリストに沿っていれば防げた可能性が非常に高い災害です。</p> <p>労災による死亡者を、悲しみをゼロにするために、上記チェックリストの内容を、事業者、そして労働者一人ひとりまで再徹底しましょう。</p> 

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		確認欄
1	車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？ また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？	
2	車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？ ◆ ドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業 など 注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。	
3	車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？ （例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者	
4	クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？ また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？ （例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者	
5	運転中の車両系建設機械若しくは荷への接触又はつり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせていませんか？ やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）	
6	車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？ （例）路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識の設置、ガードレールの設置を含む）	
7	関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？	

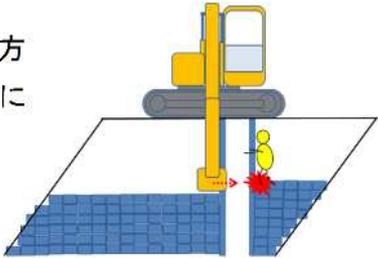
確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。



死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生月	令和4年2月
事業の種類	土木工事業
災害の概要 (注1)	<p>ドラグ・ショベル(以下「重機」という。)を使用して、法面のブロック積等の作業中、重機運転者が法面下方の状況を確認しようと運転席から立ち上がり、確認後に再び運転席に座ろうとしたところ、着衣が操作レバーに引っ掛かり、重機が不意に旋回し、バケットが近くにいた被災者に激突した。</p> <p>被災者は、大腿部をバケットと構造物との間にはさまれた。</p> 
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>重機の稼働範囲内への立ち入りを禁止すること。 やむを得ず、当該箇所に立ち入らせる場合は、誘導者を配置すること。 工事計画段階や日々の作業開始時に、できる限り、重機作業と重機以外の作業が輻輳しないような工程・作業方法となるよう検討を行うこと。 重機の不意の稼働を防止するため、次の事項を徹底すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 重機運転者が運転席で立ち上がって、下方の作業箇所を覗き込んで状況確認することがないよう、作業者(合図者)を配置すること。 ● やむを得ず、運転席で立ち上がる場合は、安全レバー(セーフティーロックレバー・右写真・赤太矢印)を引いて、操作レバーの無効化を図ること。 ● 重機運転者は、裾やポケット等、着衣の一部が操作レバーに引っ掛かることがないような服装で運転を行うこと。  <p>不意の誤操作を未然に防止するセーフティーロックレバー 株式会社加藤製作所提供 (同社パンフレットから)</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和3年6月当局作成)</p> <p>本件災害も含め、昨年から重機による死亡災害等が後を絶たず(R3-1・R3-2・R4-1(右 QR コード参照))、いずれも、上記チェックリストに沿って作業していれば防げた可能性が非常に高い災害ですので、注意してください。</p> <p>また、重機作業、高所作業等に係る危険要因は、工事の進捗において常に変化することから、進捗に応じた注意事項等について、朝礼時のみならず作業中においても、お互いに声掛けを行わせる等、現場が一丸となって労働災害防止対策を推進してください。</p> 

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 災害発生原因等が確定しない状況下で、同種災害防止のために推測される再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものである。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		確認欄
1	車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？ また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？	
2	車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？ ◆ ドラグ・ショベルによる荷のつり上げ作業 など 注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。	
3	車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？ （例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者	
4	クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？ また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？ （例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者	
5	運転中の車両系建設機械若しくは荷への接触又はつり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所へ労働者を立ち入らせていませんか？ やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）	
6	車両系建設機械が運行する経路について、車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？ （例）路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識の設置、ガードレールの設置を含む）	
7	関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？	

確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。



令和4年3月24日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和4年3月
事業の種類	建設業
災害の概要 (注1)	小型車両系建設機械(ドラグ・ショベル、転倒時保護構造なし)を使用している整地作業中、法肩(盛土により作られる斜面の最上部の端)から、数メートル下の地面に転落し、運転者が同機の下敷きとなり死亡したものの。
再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)	<p>ドラグ・ショベル等の重機の転落や路肩の崩壊による危険を防止するため、路肩で作業が必要な場合はシートパイル等により土留めを行う等、必要な措置を講ずること。</p> <p>そうした必要な措置を徹底するため、あらかじめ作業場所の調査をし、地形等に合わせた適切な作業計画を定め、作業を行うこと。</p> <p>転落のおそれのある場所で重機作業を行う際は、転倒時保護構造を有した重機とし、かつ、シートベルトを使用させること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等) 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和4年3月更新版)</p> <p>本件災害も含め、昨年からの重機による死亡災害等が後を絶ちません(R3-1・R3-2・R4-1・R4-4(右QRコード参照))。</p> <p>また、重機作業、高所作業等には非常に危険の大きい作業です。作業を行う前に、計画・設計段階で、リスクの少ない工程・方法をよく検討しましょう。</p> <p>また、建設工事では現場や作業の種類によって様々な危険要因があります。その日の注意事項等について、朝礼時のみならず作業中においても、お互いに声掛けを行わせる等、現場が一丸となって労働災害防止対策を推進してください。</p> 

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 同種災害防止のための一般的な再発防止対策、災害が発生した作業に関する指針・ガイドライン・通達等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		☑
1	車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する 作業計画 を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？ また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る 作業計画 を定めていますか？	
2	車両系建設機械を 主たる用途以外 に使用していませんか？ 注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。	
3	車両系建設機械の運転は、有資格者が 行っていますか？ （例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者	
4	クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、 移動式クレーン運転に係る有資格者が 行っていますか？ また、 玉掛け業務は有資格者が 行っていますか？ （例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者	
5	運転中の 車両系建設機械への接触、つり荷の落下 により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所への 立入りを禁止 していますか？ やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）	
6	車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じて いますか？ （例）運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識やガードレールの設置を含む）	
7	路肩等であって転倒や転落による危険が生じるおそれのある場所では、 転倒時保護構造 の車両系建設機械とし、 シートベルト使用 を徹底していますか？（買替時等には必要な重機は転倒時保護構造とするよう努めましょう！）	
8	関係労働者に対して、車両系建設機械に関する 安全教育 を行っていますか？	

ご安全に！！



“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

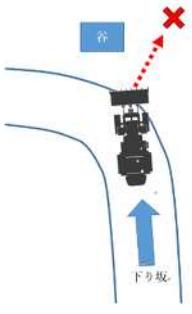
 長野労働局 ・ 労働基準監督署

(令和4年3月更新)

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

<p>災害発生月</p>	<p>令和4年3月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>-</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<p>小型車両系建設機械(トラクター・ショベル、転倒時保護構造なし、以下「重機」。)を運転し、道路に堆積した落ち葉を押しながら路肩から谷に落としていたところ、路肩から重機とともに約10m転落し、死亡したものの。</p> 
<p>再発防止のためのポイント (関係指針・ガイドライン・通達等)(注2)</p>	<p>落ち葉を谷へ落とすのは手作業で行うなど、重機が路肩に近づかない作業方法を基本とすること。やむを得ず路肩に近づく作業を行う場合には、誘導者を配置し、その者に重機を誘導させる、標識を設置する等の転落防止措置を講じること。</p> <p>上記の必要な措置を徹底するため、あらかじめ作業場所の調査をし、地形等に応じた適切な作業計画を定め、作業を行うこと。</p> <p>転倒時保護構造を有した重機とし、かつ、シートベルトを使用させること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等) 車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和4年3月更新版)</p> <p>車両系建設機械による死亡災害が後を絶っておらず、路肩から車両系建設機械とともに転落するという災害で、過去1か月の間に2人が死亡しています。</p> <p>車両系建設機械は、建設業を中心に欠かすことができない便利な機械である一方で、ひとたび災害が発生すると、死亡災害等の重篤災害に直結します。</p> <p>連続発生している車両系建設機械による死亡災害に歯止めをかけるため、改めて、安全な作業方法が行われているか確認をお願いします。</p> <p>車両系建設機械による死亡災害等事例 (令和3年10月以降) R3-1・R3-2・R3-4・R4-1・R4-4・R4-6 (右QRコード参照)</p> 

注1) 速報時点で判明している発生状況であり、調査が進む過程で変更となることがある。

注2) 同種災害防止のための一般的な再発防止対策、災害が発生した作業に係る指針・ガイドライン・通達等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		☑
1	車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する 作業計画 を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？ また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る 作業計画 を定めていますか？	
2	車両系建設機械を 主たる用途以外 に使用していませんか？ 注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。	
3	車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？ （例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者	
4	クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、 移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？ また、 玉掛け業務は有資格者が行っていますか？ （例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者	
5	運転中の 車両系建設機械への接触、つり荷の落下 により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所への 立入りを禁止 していますか？ やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）	
6	車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？ （例）運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識やガードレールの設置を含む）	
7	路肩等であって転倒や転落による危険が生じるおそれのある場所では、 転倒時保護構造 の車両系建設機械とし、 シートベルト使用 を徹底していますか？（買替時等には必要な重機は転倒時保護構造とするよう努めましょう！）	
8	関係労働者に対して、車両系建設機械に関する 安全教育 を行っていますか？	

ご安全に！！



“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

 長野労働局 ・ 労働基準監督署

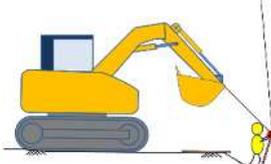
(令和4年3月更新)

令和4年4月22日

死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和4年4月
事業の種類	土木工事業
災害の概要 (注1)	<p>クレーン機能付きドラグ・ショベル(以下「重機」)を使用して、重機運転者と別の作業員(被災者)の計2名(呼吸用保護具着用)で鋼板の敷設作業中、地面に下ろした鋼板が意図した位置からずれた。重機運転者は、バケットで敷設位置を修正するために玉掛け用具(以下「つり具」)を当該鋼板と重機から一旦外すよう被災者に口頭で指示したが、これが伝わらず、被災者は鋼板からつり具を外し、すぐさま別の鋼板の敷設にとりかかり、つり具を取り付け始めた。運転者は、重機のバケットの死角に入った被災者の作業状況が見えない状況であったが、重機アームを稼働させるところ、被災者の手指が、つり具と2枚目の鋼板間に挟まれ、指2本を負傷した。</p> 
再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)	<p>重機のアーム等と接触することにより危険が生じるおそれのある箇所に労働者が立ち入る作業は、できる限り避け、やむを得ず行う場合は誘導者を配置すること。(可動範囲内に労働者がいるときは、重機の稼働は原則行わないこと。)</p> <p>重機の稼働などリスクの高い動作に当たっては、死角における状況を思い込みで判断せず、死角の状況を把握してから動作を行うなど、高リスク動作に伴う危険を防止すること。</p> <p>特に騒音等により会話のしづらい場合は、あらかじめ分かりやすい合図を定めたり、指示が伝わっているか確認しながら作業する等、共同作業者間の認識違いを防止すること。</p> <p>共同作業において、鋼板の敷設位置の修正等、非正常作業が生じた時は、作業者同士で作業手順を再確認する等、適切にリスク低減策を講じること。</p> <p>【移動式クレーンとして、荷のつり上げ作業を行わせる場合】</p> <p>専用の格納式フックを用い、かつ、クレーン作業モードに切り替えて作業を行わせること。</p> <p>共同作業を行う場合は、一定の合図を定め、合図者を指名して、その者の合図に従って、荷のつり上げ作業を行わせること。</p> <p>移動式クレーンの運転や玉掛け作業を有資格者に行わせること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト(令和4年3月更新版)</p> <p>長野県内における車両系建設機械による死亡災害等事例 (令和3年10月以降)</p> <p>事例 R3-1・事例 R3-2・事例 R3-4・事例 R4-1・事例 R4-4・事例 R4-6・事例 R4-7(右 QR コード参照)。</p> 

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成した速報であり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。

車両系建設機械作業における労働災害防止チェックリスト

車両系建設機械による悲惨な労働災害を撲滅するため、今一度、次の事項について安全確認をお願いします。

確認事項		☑
1	<p>車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業を行う場所の広さ・地形、当該機械の種類及び能力等に適応する作業計画を定め、その計画に基づき作業を行っていますか？</p> <p>また、クレーン機能付きドラグ・ショベルを移動式クレーンとして使用する場合は、移動式クレーン作業に係る作業計画を定めていますか？</p>	
2	<p>車両系建設機械を主たる用途以外に使用していませんか？</p> <p>注意：クレーン機能付きドラグ・ショベルによる荷のつり上げは、クレーン作業モードにより行わないと用途外使用（法令違反）となります。</p>	
3	<p>車両系建設機械の運転は、有資格者が行っていますか？</p> <p>（例）機体重量3 t以上のドラグ・ショベルの運転業務(掘削作業) ：車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務技能講習修了者</p>	
4	<p>クレーン機能付きドラグ・ショベルでクレーン作業モードに切り替えて荷のつり上げ作業を行う場合は、移動式クレーン運転に係る有資格者が行っていますか？</p> <p>また、玉掛け業務は有資格者が行っていますか？</p> <p>（例） 当該機械のつり上げ荷重が1 t以上5 t未満 ：小型移動式クレーン運転技能講習修了者 つり上げ荷重1 t以上のクレーン等の玉掛け業務：玉掛け技能講習修了者</p>	
5	<p>運転中の車両系建設機械への接触、つり荷の落下により労働者に危険を生ずるおそれのある箇所への立入りを禁止していますか？</p> <p>やむを得ず労働者を立ち入らせる場合は誘導者を配置していますか？（誘導者を置くときは、合図を定めてください）</p>	
6	<p>車両系建設機械の転倒や転落災害を防止するための措置を講じていますか？</p> <p>（例）運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること（標識やガードレールの設置を含む）</p>	
7	<p>路肩等であって転倒や転落による危険が生じるおそれのある場所では、転倒時保護構造の車両系建設機械とし、シートベルト使用を徹底していますか？（買替時等には必要な重機は転倒時保護構造とするよう努めましょう！）</p>	
8	<p>関係労働者に対して、車両系建設機械に関する安全教育を行っていますか？</p>	

ご安全に！！



“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

 長野労働局 ・ 労働基準監督署

(令和4年3月更新)